

六 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（自己資本）</p> <p>第五条 特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 子法人等の非支配株主持分</p> <p>二〇六 （略）</p>	<p>（自己資本）</p> <p>第五条 特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 子法人等の少数株主持分</p> <p>二〇六 （略）</p>